

奈良県告示第四十三号

奈良県公衆衛生関係優良施設表彰規程（昭和三十六年六月奈良県告示第百八十八号）の一部を次のように改正し、令和三年六月一日から施行する。

令和三年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第一号中「施設」の下に「及び同法により届出を必要とされている営業を行う施設」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。